

TPP11(CPTPP)・日EU・EPAに関するFAQ

神戸税関業務部首席原産地調査官 2019年1月30日

番号	質問事項	回答内容
1	原産品申告書の作成について、税関で事前審査を受けることは可能でしょうか。	原産品申告書は原則として輸入申告時に提出する必要があり、その際に審査を行います。記載方法等の個別の相談は受付けますが、事前の原産性の審査を行うものではありません。事前に原産性の審査を希望される場合には、事前教示制度を利用ください。
2	原産品申告書の「包括的な期間(同一の商品が2回以上輸送される場合の期間)」は、どのように記載しますか。	12箇月を超えない特定の期間を記載してください。(例:2019年1月1日～2019年12月31日)
3	原産品申告書において包括的な期間を記載した場合であって、その期限が切れてしまったものを使用することはできますか。	有効期限を過ぎた原産品申告書を使用することはできません。輸入申告は、有効期限をご確認の上、行ってください。
4	輸出者又は生産者が作成した原産品申告書(TPP11(CPTPP))や原産地に関する申告文(日EU・EPA附属書3-D)に不備がある場合、輸入申告前であれば輸入者が訂正することはできますか。	原産品申告書等の訂正は、当該原産品申告書等の作成者のみが行うことができます。
5	輸入申告時に提出した原産品申告書について、輸入申告後に訂正や差し替えをすることは可能でしょうか。	作成者であっても、輸入申告後に原産品申告書の訂正・差し替えを行うことはできません。
6	原産品申告書等の原本の提出は必要でしょうか。	写し(コピー)を提出することも可能です。なお、NACCSを利用して、原産品申告書等をPDF等の電磁的記録にて提出することも可能であり、その場合には当該原産品申告書等を提出後に別途書面にて提出する必要はありません。
7	原産品申告書に使用する印は、会社の代表者印である必要はあるのでしょうか。その他の印では認められないのでしょうか。	原産品申告書に使用する印に限定はありません。ただし、その真正性に疑義があるような場合には確認させていただく場合があります。
8	原産品申告書等の作成を輸入者に代わって通関業者が行うことは可能でしょうか。	輸入者が原産品申告書、原産品申告明細書等を作成するに際し、減免税関係書類等その他の税関提出書類と同様に、輸入者からの依頼を受けた通関業者が代行して作成することも可能です。その際は、原産品申告書等を作成するに足る十分な情報を輸入者等から提供されていることが必要となります。
9	原産品申告明細書を、輸入者に代わり通関業者が作成することはできますか。また、輸出者又は生産者が作成することはできますか。	原産品申告明細書は、輸入者に代わり通関業者が作成することができます。また、輸出者又は生産者が作成することもできます。輸出者又は生産者が作成する場合は、税関様式ではありませんが、税関HPに掲載されている英語版をご利用いただくことも可能です。
10	原産品申告書等の作成を輸入者に代わって通関業者が行う場合、作成者、代理人はどのように記載すればいいのでしょうか。また、その場合の印は、輸入者、通関業者の両方が必要でしょうか。	作成者欄に輸入者、代理人欄に通関業者をご記入ください。この場合、通関業者のみの押印でも構いません。
11	TPP11(CPTPP)の原産品申告書には、「5.関税分類番号(6桁 HS2012)」となっています。輸入申告時に適用するHS番号と異なる場合がありますが、どうすればいいのでしょうか。	TPP11(CPTPP)の原産品申告書に記載するHS番号の表記は、HS2012に従って記入ください。なお、日EU・EPAはHS2017に従って記入ください。
12	輸出者が作成した原産品申告書や原産地に関する申告文に基づいて申告していますが、営業秘密を理由として、輸出者からは明細書等を作成し提出するための十分な情報が得られていません。この場合、どのような明細書等を作成し提出すべきでしょうか。	原産品であることを確認した方法等について、得られている情報の範囲内で原産品申告明細書を作成し、営業秘密を理由として十分な情報を得られない旨を併せて原産品申告明細書に記載してください。また添付書類も得られている情報の範囲内で添付してください。
13	文書による事前教示を受けた場合、原産品申告書の提出は不要になるのでしょうか。	文書による事前教示を受けた場合であっても、原産品申告書の提出は必要です。原産品申告明細書等の原産性を明らかにする書類の提出は省略することができます。
14	TPP11(CPTPP)、日EU・EPAにおいて、第三者機関で発行された原産地証明書を添付すれば、原産品申告書の提出を省略することはできますか。	TPP11(CPTPP)、日EU・EPAにおいては、自己申告制度のみが採用されていますので、原産品申告書の提出が必要になります。なお、第三者機関で発給された原産地証明書の提出では、TPP11(CPTPP)において附属書3-Aのうち「(a)権限のある当局が発給するものであること」について適用する旨の通報があったベトナムを除き、特恵待遇の適用は受けられません。ベトナムの権限ある当局が発給する原産地証明書を提出する場合においても、我が国への輸入においては、原則、原産品申告明細書の提出が必要となります。なお、ベトナムの権限ある当局が発給する原産地証明書は、例えばFormAJ、FormVJでの代用はできませんので、ご注意ください。また、ベトナム所在の輸出者又は生産者については原産品申告書を作成することはできませんので、御留意下さい。
15	TPP11(CPTPP)、日EU・EPAにおいて、課税価格の総額が20万円以下の場合、原産品申告書の提出を省略することが可能と聞きましたが、これは原産性の基準を満たす必要はないということでしょうか。	課税価格の総額が20万円以下であっても、TPP11(CPTPP)或いは日EU・EPAの特恵税率を適用する場合は、原産性の基準を満たすことは必要になります。原産品申告書の提出省略は可能ですが、原産性の基準を満たすことを予め確認の上、申告を行ってください。
16	日EU・EPAの譲許表の日本国表にHSが記載されていない品目がありますが、どのような意味でしょうか。	協定発効日に関税は無税となります。(附属書2-A 第3編 第A節 日本国の表についての注釈 1(a))
17	日EU・EPAにおいて、輸出者又は生産者が作成する原産地に関する申告文をインボイス等の商業上の書類とは別の一枚紙に作成することは可能でしょうか。	日本への輸入に際しては、原産地に関する申告文を別紙に記載し、インボイス等の商業上の書類の別添とすることも認められます。但し、別添とする場合は、インボイス等の商業上の書類との関連が分かるようにしてください。
18	上記原産地に関する申告文に関連して、商業上の文書(仕入書等)の日付が2019年2月1日以前の場合、原産地に関する申告文に記載する日付はどのように記載すればいいのでしょうか。商業上の文書(仕入書等)と同じ日付でないといけないのでしょうか。	原産地に関する申告文の日付は、日EU発効日(2019年2月1日)以降である必要があります。商業上の文書(仕入書等)の日付がそれ以前であっても構いません。
19	日EU・EPAにおいて、いわゆる第三国インボイスが発行される場合、当該第三国に所在する者が輸出者又は生産者に代わって、原産地に関する申告文を記載することは可能でしょうか。	原産地に関する申告文を作成することができる輸出者又は生産者は、締約国に所在する者である必要があることから、輸出者又は生産者がメカーズインボイス等その他の商業上の書類に記載してください。
20	日EU・EPAにおいて、輸出者による自己申告の場合は、原産品申告明細書等の提出は省略することはできるのでしょうか。	輸出者による自己申告の場合であっても、原産品申告明細書等の原産性を明らかにする書類の提出が必要になります。